

平成30年度事業報告

(一財) 近畿貸切バス適正化センター

1 巡回指導実施結果 (平成30.4.1～平成31.3.31)

府県名	巡回指導営業所数	指導項目「否」等の 営業所数	指 導 項 目
大阪府	70	23	2 帳票等の整備・報告等 3 運行管理等 4 運送引受書及び営業区域・ 運賃 5 車両管理等 6 労働基準法等 7 任意保険加入等 9 運輸安全マネジメント等
京都府	42	7	2 帳票等の整備・報告等 3 運行管理等 5 車両管理等 10 その他
兵庫県	62	31	1 事業計画等 2 帳票等の整備・報告等 3 運行管理等 4 運送引受書及び営業区域・ 運賃 5 車両管理等 6 労働基準法等 9 運輸安全マネジメント等 10 その他
奈良県	32	10	2 帳票等の整備・報告等 3 運行管理等 4 運送引受書及び営業区域・ 運賃 5 車両管理等 6 労働基準法等

滋賀県	30	6	3 運行管理等 4 運送引受書及び営業区域・運賃 6 労働基準法等 10 その他
和歌山県	31	11	1 事業計画等 3 運行管理等 4 運送引受書及び営業区域・運賃 5 車両管理等 10 その他
計	267	88	

※平成30年度巡回指導計画 378営業所

○「指導項目」について、指導（指摘）が多い項目順は次のとおり

- ①運転者に対する指導監督の実施、記録、保存は適正か。
- ②特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。
- ③定期点検基準を作成し、これに基づき適正に点検及び整備を行い、点検整備記録簿が
保 存されているか。
- ④運送引受書の作成・交付・保存は適正か。
- ⑤乗務員台帳が適正に作成され、保存されているか。
- ⑥法定の健康診断を実施し、その記録及び保存は適正か。
- ⑦特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。
- ⑧点呼の実施及びその記録、保存は適正か。

2 今後の課題等

- (1) 巡回指導員のスキルアップ
- (2) 管内全ての貸切バス事業者に対する巡回指導一巡時期の早期実現（巡回指導は平成29年8月21日から開始）

※令和元年10月 一巡終了見込み

- (3) 年1回管内全ての貸切バス事業者営業所に対する巡回指導の早期実現
- (4) 巡回指導・負担金に関する貸切バス事業者の理解
- (5) 巡回指導結果について、その教訓の事業者への周知
- (6) その他

3 輸送秩序確立のための啓発・広報業務

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業類似行為防止のための啓発活動（「白バス追放月

間」に対する取り組み等)

○平成30年11月7日(水)、(一社)滋賀県バス協会の「白バス追放月間」に対する取り組みに参加。

○平成30年11月10日(土)、(一社)大阪バス協会の「白バス追放月間」に対する取り組みに参加。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する輸送秩序維持のための啓発活動及び広報活動

(3) 貸切バスに関する旅客からの苦情処理

(4) 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修

(5) 駐車場その他の貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営

以 上